

保健所開設に向けて策定する 審査基準等説明会

茅ヶ崎市は、29年4月に保健所政令市へ移行し、市保健所を拠点として、地域の実情に合った、よりきめ細かな保健衛生サービスを提供することを目指しています。

市保健所の開設に向け、現在策定を進めている審査基準等の考え方についてご説明します。

審査基準とは、許認可等の申請について、市がどのような点を審査するのか、具体的な基準を定めたものです。現在市では、保健所の開設に向け、条例・規則等の整備とともに審査基準等の策定を進めています。

日時

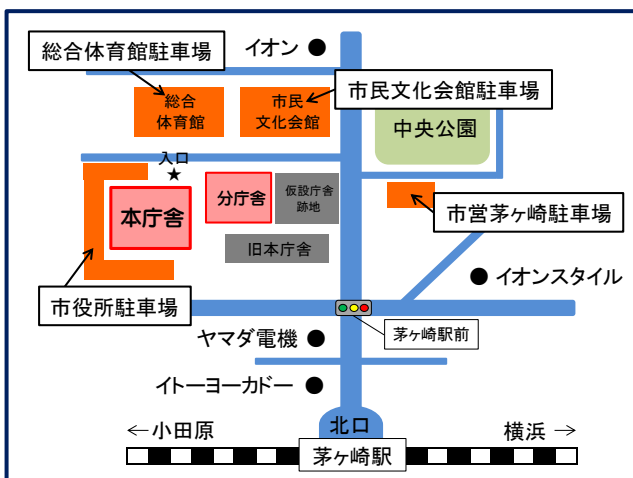
第1回 11月11日(金) 14時～15時
第2回 11月13日(日) 10時～11時
※ 各回とも説明内容は同じです。入場は無料です。

会場

第1回 市役所 分庁舎5階 A会議室
第2回 市役所 分庁舎5階 F会議室

定員

各回とも30名(当日先着)
※ 事前の申込みは不要です。当日会場へお越しください。



【会場へのアクセス】

市役所本庁舎へのアクセスはJR茅ヶ崎駅北口から徒歩約10分です。

【お車でのお越しの場合】

(1) 市営茅ヶ崎駐車場 (2) 市役所駐車場 (3) 総合体育館駐車場 (4) 市民文化会館駐車場へ駐車いただいた場合、原則として1時間のみ駐車料金が無料となりますので、ご了承ください。

※特に配慮が必要な方につきましては、ご相談ください。よろしくお願いいたします。



主催 茅ヶ崎市 保健福祉部 保健福祉課 保健所準備担当
お問い合わせ 〒253-8686 茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1 TEL:0467-82-1111(代表)
HP: <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp>